

6. 子ども・子育て支援事業の推進方策等

① 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

(ア) 待機児童対策

生駒市では、共働き世帯の増加により保育ニーズが年々増加しており、中でも低年齢層（1・2歳児）の待機児童が多くなっています。

このことから、小規模保育所の新設や既存保育所・こども園の増築等による利用定員の増員や保育コンシェルジュの配置等の取組を進めてきましたが、利用定員までの受入れに必要な保育士の不足や交通に便利な保育所に利用希望が偏ってしまうミスマッチ等により、待機児童が解消できていない状況です。

待機児童対策の重要な柱の一つとなる保育人材確保のために、保育士の処遇改善、潜在保育士を対象にした相談会、市内の保育所、こども園の見学会等、民間施設とも協働して賃金面、採用面での取組を行っています。

今後も、私立保育所の分園等の保育施設の誘致や保育人材確保に取り組み、待機児童の解消を目指します。

(イ) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設となることから、さらなる少子化が見込まれている生駒市においても現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、既存の幼稚園及び保育所から認定こども園化を進めてきました。

今後、園児数が著しく減少する市立幼稚園の再編（こども園化）に際しては、多様化する保護者ニーズに応えることができる認定こども園への移行を、民間による運営も視野に入れて推進します。

(ウ) 質の高い教育・保育の提供のための基本的な考え方及び推進方策

生駒市では、令和6年6月、教育行政の根本方針となる「第3次生駒市教育大綱」を策定しました。これに基づき、保護者のニーズや社会変化も踏まえながら、「遊び」を通して創造的な「学び」につなぐ就学前教育の充実や、一人ひとりに寄り添った保育の充実に取り組めます。

教育・保育の質の向上のため、全国的に報告されている保育施設内での不適切な保育の事例等から手掛かりを得て、より質の高い適切な教育・保育とは何かを考え、学び合い、こどもの人権を尊重した教育・保育のあり方を再確認し、実践するために研修内容の充実を図ります。

(エ) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供のための基本的な考え方及び推進方策

妊娠期から就学後に至るまで、子育て家庭への多様な支援を提供することで、子育てに対

する負担や不安・孤立感を軽減し、安心して子育てできるよう、子育て支援施策を推進します。

園庭開放・子育てひろばなど、地域子育て支援拠点の充実に加えて、自治会や地域の各種団体等への情報発信を積極的に行い、地域ぐるみでこどもを見守り、多世代の交流機会の拡大につながるよう、地域との連携・協働を進めます。

また、園児数の減少が著しい幼稚園において、園と保護者、地域コミュニティが連携してこどもの育ちのためにコミュニティ・スクールの取組を進めます。既に、なばた幼稚園・俵口幼稚園・あすか野幼稚園で取り組んでいますが、今後、園児数の減少が進む幼稚園においても取組を進めます。

(オ) 教育・保育施設及び地域型保育事業との相互連携

生駒市では、これまでに私立保育施設の保育士も参加対象とした研修会の開催等により、市内の保育士同士の連携強化を図ってきました。また、地域型保育事業では、認定こども園や認可保育所との連携施設設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設設定ができるように、引き続き支援を行います。

(カ) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制についての基本的考え方と推進方策

本市においては、公私立問わず、幼稚園、保育園、こども園で乳児等通園支援事業を実施することで供給量を確保し、公立園・私立園の連携体制を活かして、本事業を円滑に実施するとともに、教育・保育等との一体的提供を目指します。

(キ) 幼稚園、保育所及び認定こども園の小学校等との連携についての基本的考え方と推進方策

幼稚園、保育所及びこども園の学びを、小学校教育に連続性・一貫性のある教育としてつないでいくために、保幼小接続カリキュラムを活用し幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指します。

職員同士の意見交換や合同研修、参観等の機会を設け、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿や主体的・対話的で深い学びについて、互いの教育を理解し共有するなど、連携を図ります。また、共通の視点を持ち、こどもの育ちや学びにつなげるための交流や学校訪問等の取組を積極的行います。

(ク) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設の利用、幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用における、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施にあたって、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、子ども・子育て支援施策のさらなる推進を図ります。

(ケ) 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や乳幼児健診及び相談事業、並びに利用者支援事業(こども家庭センター)による情報提供や相談支援を実施します。

特に、0歳児の保護者が保育所等への入園申し込みのため、育児休業の取得をためらうことや、育児休暇期間を途中で切り上げることなく、安心して育児休業を取得できるよう、育児休業満了時(原則1歳到達時)から、利用できるよう環境の整備を進めます。